



令和5年7月3日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿



全国青年税理士連盟
会長 山田 隆一
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8
代々木第10下田ビル 7F
電話 03-3354-4162



納付書の事前送付取りやめに対する要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、国税庁において、令和6年5月以降、e-Taxにより申告書を提出している法人等に対して、納付書の事前送付を取りやめとしています。しかしながら、納税者にとっては、下記の理由により、令和6年5月以降も納付書の事前送付は必要です。

よって、貴会におかれましては、納税手続きにおける納税者の利便性への配慮に欠けた国税庁の都合による当該方針に抗議するとともに、国税庁ホームページに掲載している「納付書の事前送付に関するお知らせ」を直ちに削除し、令和6年5月以降も引き続き納付書の事前送付を行うよう国税庁へ申し入れていただくことを、要望します。

(納付書の事前送付が必要な理由)

1. 令和3年度におけるキャッシュレス納付割合は32.2%と非常に低い。国税庁は、キャッシュレス納付の利点について、納付書を手書きで作成する手間を省くことや金融機関等に出向かなくてよいことを挙げているが、それを利点と捉え活用するかどうかは、納税者自身が判断することである。例えば、国税庁や税務署を騙り未納税金の支払いを促すかのような詐欺メールが散見される中、税務署や金融機関へ直接出向いて納付書で納税する方法は、キャッシュレス納付の手軽さには代え難い高い安全性があり、納税者にとっては大きな利点のひとつである。よって、納付書の事前送付の取りやめは、国税庁の都合による単なる納税者への押し付けであり、納税者サービスの低下でしかない。
2. 事前送付を行わないこととなる対象者に、「e-Taxにより申告書を提出されている法人の方」および「e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方」とあるが、法人税申告におけるe-Taxの利用率(令和3年度87.9%)が比較的高くなっている理由は、税理士関与割合(令和3年度89.5%)が高いことに起因する。一方、納税は法人自身で行うものであり、e-Taxにより申告書を提出している法人のすべてが、キャッシュレス納付に対応可能であるとは判断できないし、そもそもキャッシュレス納付を希望しているとも限らない。

3. 前年度実績による中間申告・納付を行っている法人においては、送られてきた納付書によって、自身が中間申告の必要がある旨を認識し、期限内申告及び納付を行っている実態がある。中間申告の納付書の事前送付を取りやめることにより、これらの法人が納付を失念し、無用な滞納や延滞税が発生する事態が想定され、このことは納税者サービスの低下でしかない。
4. 事前送付を行わないこととなる対象者のうち、「e-Tax で「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方」とあるが、令和6年4月1日以降、予定納税額の通知については税理士が代理受領することが可能となる予定である。よって、納税者本人がキャッシュレス納付に対応可能であるとは判断できないし、そもそもキャッシュレス納付を希望しているとも限らない。
5. e-Tax を利用せず納付書を必要とする者および源泉所得税の徴収高計算書については、「引き続き、納付書を送付する予定」とあるが、予定ではなく今後も必ず送付することこそが、納税者の利便性に資する税務行政サービスである。
6. 例えば、地方税では、インターネット上で納付書のひな型をダウンロードすることが可能であるが、国税庁ではそのようなサービスを実施していない。よって、納付書の事前送付を取りやめた場合において、個々の状況に応じて納付書が必要となった納税者は、納付書を取得するための労力を費やすことになり、非効率である。
7. 税理士法（以下、「法」という。）第1条では、「納税義務の適正な実現を図ること」が税理士の使命として定められており、税理士の業務を規定する法第2条においては、納税行為そのものは含まれていない。また、令和4年法改正において新設された法第2条の3（税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等）についても、個々の納税者の納税手続上の利便の向上についてまで税理士が努力することは想定されていない。收受日付印の押なつの見直しについても言えることであるが、国税庁の税務行政DXは他力本願及び自己都合の要素が強く、納税者への配慮に欠けており、到底受け入れられるものではない。

以上